



2019年10月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ズ 企 画 設 計

代表者名 代表取締役社長 松本 俊人

(コード番号 : 3490 東証 J A S D A Q)

問合せ先 専務取締役管理部長 小尾 誠

(TEL 048-298-1720)

消費税の課税売上割合に準ずる割合の承認に伴う
仕入控除税額の計算方法の一部変更についてのお知らせ

当社は、2019年4月16日付け「関東信越国税局からの更正通知書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、関東信越国税局（以下、「当局」といいます）より、消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の更正処分及び加算税の賦課決定処分を受けました。

その後、今後の税務申告に備えるため、2019年7月19日、川口税務署長に対し「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請」を行ったところ、同年10月16日付で、同署長より、同申請を承認する旨の通知書を受領しました。

これに伴い2020年2月期以降の消費税等の仕入控除額の計算においては、課税売上割合に代えて、今般承認を受けた算定方法により算定される課税売上割合に準ずる割合を適用することとなりました。その結果、これまでの当局の見解による会計・税務処理を採用する場合に比べて、当社が納付すべき消費税等の額は減少（還付を受ける場合には還付税額が増加）する見込みです。

なお、この仕入控除税額の計算方法の一部変更が今期以降の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、開示の必要が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以上